平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 髙 橋 敬

鳥取県人事委員会規則第17号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え る。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 略	1 略
│ │ (平成22年 3 日31日までの問における冬例第 9 冬の 2	 (平成22年3日31日までの間における条例第9条の2

の規定による地域手当の支給割合)

2 略

の規定による地域手当の支給割合)

3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の 3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>と

附則別表(附則第2項関係)

支給割合
<u>100分の16</u>
<u>100分の13</u>
<u>100分の12</u>
100分の10

(平成22年 3 月31日までの間における条例第 9 条の 2 | (平成22年 3 月31日までの間における条例第 9 条の 2 の規定による地域手当の支給割合)

2 略

(平成22年3月31日までの間における条例第9条の3 | (平成22年3月31日までの間における条例第9条の3 の規定による地域手当の支給割合)

> 3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>と する。

附則別表(附則第2項関係)

+ /// + // / / / / / / / / / / / / / /	十级到人
支給地域	支給割合
東京都特別区	<u>100分の14</u>
大阪府大阪市及び <u>愛知県名古屋市並</u>	<u>100分の12</u>
びに人事院規則9 49(地域手当)	
附則別表第2の支給割合の欄に掲げ	
る割合(以下「人事院規則附則の支	
給割合」という。)が <u>100分の12</u> で	
ある地域(大阪府大阪市及び愛知県	
<u>名古屋市</u> を除く。)のうち人事委員	
会が定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が <u>100分</u>	<u>100分の11</u>
<u>の11</u> である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の10

の10である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	
72.700.0	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の 9
の9である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	
略	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の 6
の6である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	
m&z	
略	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の3
の3である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	

の10である地域のうち人事委員会が 定めるもの	
略	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の 6
の6である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の 5
の 5 である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	
略	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の3
の 3 である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	
人事院規則附則の支給割合が100分	100分の 2
の 2 である地域のうち人事委員会が	
定めるもの	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。